

指摘事項に係る措置状況報告書

建設部 建築課

監査期間 平成28年 1月25日から
平成28年 2月16日まで

指摘事項	措置状況
ア(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものや1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。	今後、随意契約の理由を明確にし、契約規則に基づいた適切な事務をします。
ア(イ) 50万円を超える契約において予定価格が定められていないものがあった。	次年度より、50万円を超える契約は、予定価格を定め、契約規則に基づいた適切な事務処理をします。
ア(ウ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項の記載のないものがあった。	次年度より契約規則、要領に基づいた正しい契約書に改めます。
イ 決裁された契約書(案)と実際の契約書とで契約金額や記載された消費税額が異なるものがあった。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。	契約先と協議をし、正しい消費税額に改めました。今後、適切な事務処理を実施します。
ウ 社会資本整備総合交付金及び愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金について、交付金又は補助金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。	未調定のもの、直ちに調定しました。今後、西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をします。
エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の積算誤りにより、時間外勤務手当を誤って支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。	積算誤りの金額について、正しい金額を支給します。今後、二重チェックをするよう事務改善します。
オ 職員の週休日の勤務について、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩時間を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。	今後、勤務を命じる際に休憩時間等を確認して、適切な労務管理をします。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。